

令和6年度危険物取扱者保安講習案内

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付を受け、危険物施設（製造所等）において、危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に受講することが義務づけられています。（危険物の規制に関する規則第58条の14）

- (1) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内（本年度は令和3年度受講者が対象）
- (2) 危険物の取扱作業に従事した日から1年以内
ただし、過去2年以内に講習を受講、又は免状の交付を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から起算して3年以内に受講となります。
※受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり**免状の返納**を命じられることがあります。なお、現在危険物取扱作業に従事していない方は受講の義務はありません！

◆オンライン講習について

オンライン講習は、受講開始日（承認）より1ヶ月間の受講が可能です。
ご希望の方は、「長崎県危険物安全協会」へアクセスのうえ受講手続きを行ってください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/bosai-kokuminhogo/kankeidantaikikan/anzenkyoukai/>

◆対面講習について

受講手続

対面講習を希望される方は、申込用紙「令和6年度危険物取扱者保安講習受講申請書」に必要事項を記載、長崎県収入証紙（受講手数料）を貼付し、申請書ウラの返信用ハガキ（受講票）に受講者の住所・氏名を記載、63円切手を貼付のうえ、（一社）長崎県危険物安全協会あて封書（特定記録郵便）にて送付又は持参してください。尚、受講申請書の受付終了後、受講票の一括返送（事業所等）をご希望の場合は、返信用封筒（宛先を記載、返信送料分の切手を貼付した封筒）を受講申請書と同封のうえ送付してください。

(1) 受講申請時に必要な書類等

① 申込用紙「令和6年度危険物取扱者保安講習受講申請書」

受講申請書の入手先：長崎県内の各消防本部・局（予防課）、各振興局の総務課、長崎県消防保安室及び（一社）長崎県危険物安全協会

② 受講手数料 **5,300円**（長崎県収入証紙） ※収入印紙ではありませんのでご注意ください！

（長崎県収入証紙は、各警察署の窓口、各振興局の売店、県庁の売店等で販売しています。）

※領収書は、証紙を購入したところで受領してください。（長崎県危険物安全協会では領収書の発行はいたしません！）

※受講申請受理後は、受講申請書及び手数料は返納いたしません。

(2) 受講申請書の提出先

〒850-0027

長崎市桶屋町50番1号 杉本ビル3F 一般社団法人長崎県危険物安全協会

TEL 095-825-8479 FAX 095-825-8481

講習会の日時・
場所等は裏面を
ご覧ください。

(3) 受講通知

受講者の方には、受講申請書の受付が終了後、受講票（返信用ハガキ）を送付いたします。

(4) その他

- 受講申請書を郵送希望の方は**、返信用封筒（宛先を記載し、送料分の切手を貼付した封筒）を同封のうえ当協会へ請求してください。
- 佐世保会場、諫早会場及び長崎会場受講希望の方は、受付期間（8月21日～9月20日）を厳守してください。受付期間前に送付された申請書は、ご連絡して着払にて返送いたします。
- 受付期間中であっても、各会場定員になり次第受付を締め切ります。**